



練馬区議会議員  
やない克子

練馬区議会議員  
山崎まりも

# 区議会ニュース 報告号

2026年第一回定例会（2月5日～3月13日）

## 練馬区、保育園待機児童5年連続ゼロなのに 入れない！「隠れ待機児童」とは？

練馬区では5年連続保育園待機児童ゼロ！とうたっています。しかし「待機児童ゼロだから練馬区に引っ越してきたのに、保育園に入れなかった」という声が多く聞かれます。これはどういうことなのか。改めて区にその理由を聞きました。

（2026年1月26日文教児童青少年委員会にて：立野町につくる認可保育所の運営事業者決定の報告事項の質疑にて）

立野町に認可保育所をつくるために、区は1000平米の土地を7億5千万円で購入。ここに保育園を事業者が整備（8分の7は公的補助）し、2028年4月に開園予定。区は石神井地域の保育の供給と需要の関係や区有地の取得状況など総合的に考慮したところで、今回は立野町に認可保育所を誘致した。

Q.練馬区は5年連続待機児ゼロ！とうたっているのに、「この地域の保育需給が逼迫している状況がある。」というのはどういうことか。

A.待機児童ゼロというのは「**国の基準では満たされている**」という状況。

求める人はいるが、実際に入れる、（なんらかの事情で）入れない（**が、国の基準だと待機児童とならない**）ということがある。

区は0～5歳の全体を需給数として計画していて、需要を飲み込める供給数（1年で2000人分は余るほど）を確保している。

すでにわかりにくいですが、説明します。

**入る園を選ばなければ、保育園を希望する人が全員入れるだけの定員はすでにある。  
→待機児童ゼロということ。**

## < 「隠れ待機児童」とは？ >

実際には、保育園を選ぶときに、保育園の方針や、雰囲気その他に、自宅に近い、職場に行く途中にある、兄弟同じ園がいい、園庭があるところがいい、などそれぞれ、子どもの個性や保護者が送迎可能な範囲など、それぞれの条件で保護者は保育園を「選び」ます。すると、人が集まりやすい保育園を希望するとその園に「入れない」子が出てきます。しかし、その子が条件を変えれば入れる保育園があるなら、それは「待機児童」にカウントされないのです。「入れる保育園があるのに、あえて入らない選択をしているから、待機児童とカウントしない」。これが、「隠れ待機児童」の正体です。



しかし、現実的に通勤の動線から大きく外れていたり、兄弟バラバラの園だったりするのは、保護者にとっても子どもにとっても大きな負担で、現実的にできない選択であったりします。その状況が多くあるのに「待機児童ゼロ」を声高にうたうのは誤解を招いていると思います。

また、区は需要が増大している1歳児・2歳児に対し、それぞれ1年だけの保育を各地の空き教室で実施しています。そのために0歳児保育をなくした園もあります。0歳児の受け入れは人員確保やスキルの面で財政的な負担が大きいです。1年保育の実施は1年ごとに園が変わることが前提の施策です。それが待機児対策としてしのぐために常態化しています。私たち大人の都合が優先されている状況です。

本当は0歳から卒園の5歳まで希望する同じ保育園で過ごせることが望ましいと区も考えているとのこと。そうであるなら、0歳から5歳まで継続在園できるよう、施策の原則として位置付けるべきです。引き続き、子どもの権利の視点を持った施策を実行するよう区に求めていきます。

子ども・高齢者・支援の必要な方の課題を、ホームページのブログやYouTubeで、わかりやすく解説しています。

コチラをクリック



コチラをクリック



コチラをクリック



YouTube



# 図書館に香害啓発ポスターが！

予防原則に基づいた「香害」「化学物質過敏症」対策のために、機会ある度に議会質問で取り上げています。第一回定例会では、図書館での周知啓発を求めました。



千葉県市川市の公立図書館のウェブサイトでは、

返却期限や携帯電話、身体障害者補助犬以外のペットは入館不可など「図書館からのお願い」の中に、「香り付き製品の使用にあたって」という記述があります。

**柔軟剤などの香りで吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも困っている人もいるということをご理解ください。本などの紙製品は匂いを吸収します。喫煙および香り付き製品等をご使用後の読書には、ご配慮ください。**

という記述とともに、国が作成した啓発ポスターや国民生活安全センターの情報がリンクされています。

練馬区の図書館ウェブサイトの表記の工夫を求めましたが、掲載する考えはないとのことでした（残念です）。

## 図書館で香りの害の啓発を



現在、保健相談所や消費生活センター（石神井公園区民交流センター）ではポスター掲示していますが、読書や調べ物など大勢の人が利用する図書館でもポスターを掲示して「香りの害」や「化学物質過敏症」の周知啓発を求めました。

区は、「国作成のポスターをすべての図書館で掲示している」と答弁しましたが、私はいちども見たことがありません（私は本庁舎近くの図書館をよく利用しています）。

もし、掲示しているのなら、来館者の目に留まるように入り口などに掲示しなければ意味がないのではないのでしょうか。

そんな質疑をし、第一回定例会が閉会してひと段落したので借りていた図書を返却に行ったら・・・なんと、国のポスターが貼ってありました！

一歩進んだと理解しようと思います。

## ●information●2026年第二回定例区議会6月1日(月)～19日(金)

区議会ニュース第一回定例会報告号 2026年4月30日 発行 山崎まりも やない克子  
〒176-0001 練馬区練馬1-15-302 練馬・生活者ネットワーク  
TEL:03-3993-4899 FAX:03-5999-4632  
webページ <https://nerima-seikatsusya.net/>  
mail [net-gikai@jcom.home.ne.jp](mailto:net-gikai@jcom.home.ne.jp) ご意見・ご質問をお寄せください。



▲ご意見は  
コチラ

生活者ネットワークは、地域の課題や生活者の声を集めて、区政につなげています。